

第2次あきる野市総合計画基本構想（素案）修正事項（事務局版）

頁	該当箇所	回答
	目次	<p>変更後 第2章第1節「第2次計画の構成及び期間」を追記。</p> <p>変更後 第3章第1節「対象とする取組」を追記。</p> <p>変更前 教育・文化分野</p> <p>変更後 教育・文化・スポーツ分野</p>
1	第1部 序論 第1章	<p>変更前 リーダーシップのもと、</p> <p>変更後 リーダーシップの下、</p> <p>変更前 人口減少問題の克服や成長力の確保等を目指す地方創生に向けた取組を進めています。</p> <p>変更後 人口減少問題の克服や成長力の確保等を目指す地方創生に向けた取組、防災、減災、迅速な復旧・復興に向けて、「強さとしなやかさ」を備えた国土をつくる国土強靱化の取組などを進めています。</p> <p>変更前 従来のIoT*（モノのインターネット）・ビッグデータ*・AI*等の技術革新に加え、オンライン化・リモート化による働き方改革・学び改革・くらし改革、テクノロジーを駆使した災害対応等の推進によるDX*（デジタルトランスフォーメーション）の実現が求められています。</p> <p>変更後 従来のIoT*（モノのインターネット）・ビッグデータ*・AI*等の技術革新に加え、制度や組織の在り方等をデジタル化に合わせて変革していく社会全体のデジタル・トランスフォーメーション（DX*）が求められるようになりました。</p> <p>変更前 同感染症に係る対策や支援に取り組んでいます。</p> <p>変更後 同感染症に係る対策や支援に取り組んできました。</p> <p>変更前 人口減少問題、社会経済情勢の変化などに対応し、自然環境が織り成す、市民が安全で安心して暮らせる住みよい社会を実現するためには、第一次計画の成果と課題を整理し、新たに予測される課題等への対応を含めて、計画的なまちづくりを進める必要があります。そこで、第一次計画の計画期間の終了を受け、戦略的展望のもと、「いま」という時代に即した新たな将来都市像を定め、その</p>

		<p>実現に向けた総合的なまちづくりの方針を示すために、第二次計画を策定することとしました。</p> <p>変更後</p> <p>人口減少問題、社会経済情勢の変化などに対応し、豊かな自然環境などの本市の特性を踏まえた、市民が安全で安心して暮らせる住みよい社会を実現するためには、第1次計画の取組等を踏まえ、本市が抱える課題等に対応し、計画的なまちづくりを進める必要があります。そこで、第1次計画の計画期間の終了を受け、戦略的展望のもと、「いま」という時代に即した新たな将来都市像を定め、その実現に向けた総合的なまちづくりの方針を示すために、第2次計画を策定することとしました。</p>
2	第2章 第1節	<p>変更前</p> <p>第二次計画</p> <p>変更後</p> <p>第2次計画</p>
		<p>変更前</p> <p>第二次計画の構成や計画期間、他の行政計画との関係性（位置付け）などをまとめました。</p> <p>変更後</p> <p>削除</p>
		<p>変更前</p> <p>第一次計画</p> <p>変更後</p> <p>第1次計画</p>
	第2章第1節 (1)	<p>変更前</p> <p>第二次計画から、計画期間を10年間とします。</p> <p>変更後</p> <p>第2次計画の計画期間は短縮することとしました。</p>
	第2章第1節 (2)	<p>変更前</p> <p>基本構想を実現するための基本的な施策及びその目標を総合的かつ体系的に示すものです。施策等は、「都市整備分野」「市民生活・環境分野」「産業振興分野」「保健福祉分野」「教育・文化分野」「行財政分野」の6つの部門に分けてまとめ、各分野の課題や施策の方向性も示します。</p> <p>変更後</p> <p>基本構想を実現するための具体的な施策やその目標を総合的かつ体系的に示すものです。施策等を体系化するに当たり、「都市整備分野」「産業振興分野」「市民生活・環境分野」「保健福祉分野」「教育・文化・スポーツ分野」「行財政分野」の6つの部門を設定しました。また、各分野では、施策等に加え、現状や課題、基本方針を示します。</p>

		<p>変更前</p> <p>基本計画は、時代の変化に柔軟に対応できるよう、第二次計画の計画期間を前期と後期の2期に分けて、それぞれの期間を対象としたものを策定します。</p> <p>変更後</p> <p>基本計画は、時代の変化に柔軟に対応できるよう、第2次計画の計画期間を前期と後期の2期に分け、それぞれの期間を対象としたものを策定します。</p>
3	<p>第2章第1節 (3)に国土強靱化地域計画を追記</p>	<p>(3) 国土強靱化地域計画</p> <p>本市に、どのような大規模自然災害等が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける「強靱な地域」をつくりあげるためのプランであり、基本構想の実現に向けて、本市の強靱化という観点から、行政全般に関わる基本的な方針を示すものとなります。</p> <p>基本計画と同様に、行政全般に関わる性質を有することから、第2次計画の策定に当たり、基本計画と同列に位置付けられるものとして、一体的に策定することとしました。</p> <p>【計画期間と目標年次】</p> <p>◆計画期間：令和4年度（2022年度）～令和8年度（2026年度）（5年間）</p> <p>◆目標年次：令和8年度（2026年度）</p> <p>※ 令和9年度（2027年度）以降の国土強靱化地域計画の位置付け等については、同計画の計画改定に伴い、別途検討します。</p>
3	<p>第2章第1節 (4)</p>	<p>変更前</p> <p>施策ごとに具体的な事業を定める</p> <p>変更後</p> <p>施策ごとの事業内容を示すものです。</p>
4	<p>第2章第2節</p>	<p>変更前</p> <p>各分野で策定された行政計画や各種施策の根幹となるものです。</p> <p>変更後</p> <p>個別の行政計画や各種施策の根幹となるものです。基本計画で設定する6つの分野には、必要に応じて、「あきる野市都市計画マスタープラン」「あきる野市環境基本計画」「あきる野市教育基本計画」などの個別の行政計画が策定され、より具体的な施策の推進方策等が示されることとなります。</p>
4		<p>変更前</p> <p>「あきる野市人口ビジョン」を内包するものとなります。</p> <p>変更後</p> <p>「あきる野市人口ビジョン」を内包するものとともに、前期基本計画の計画期間（令和4年度（2022年度）～令和8年度（2026年度））においては、国土強靱化地域計画を備えたものとなります。</p>
4		<p>変更前</p> <p>SDGsの17の目標と第二次計画の施策の方向性等との整理を行い、第二次計画を推進することで、併せてSDGsの達成に貢献していきます。</p>

		<p>変更後</p> <p>SDGs に掲げられた 17 の目標と第 2 次計画に示す施策との関連性を整理し、その関連性を意識しながら第 2 次計画を推進することで、併せて SDGs の推進に取り組むこととします。</p>
5	第 3 章第 1 節	<p>変更前</p> <p>第一次計画は、先に述べたとおり、第二次計画と同様に、基本構想</p> <p>変更後</p> <p>第 1 次計画は、基本構想</p>
5	第 3 章第 1 節	<p>変更前</p> <p>3 点を掲げていました。</p> <p>変更後</p> <p>3 点を掲げました。</p>
5	第 3 章第 1 節	<p>変更前</p> <p>後期基本計画で掲げた 3 つのまちづくりのテーマごとの取組の進捗状況を対象とします。</p> <p>変更後</p> <p>この 3 つのまちづくりのテーマに沿った取組等を対象とします。</p>
5	第 3 章 第 2 節 (1)	<p>変更前</p> <p>この第二次総合計画策定中に最大の影響のあった「感染症対策」といった観点から、施策を進めてきました。</p> <p>変更後</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う「感染症対策」といった観点から、各種の施策に取り組みました。</p>
5	第 3 章 第 2 節 (1) ①	<p>変更前</p> <p>地域防災リーダー*の育成、平常時からの備えとして自助・共助など市民の防災意識の醸成を図ること等を通じて、災害に強いまちづくりを進めてきました。</p> <p>変更後</p> <p>地域防災リーダー*の育成等を進めました。また、平常時からの備えとして自助・共助など市民の防災意識の醸成に取り組みました。</p>
5	第 3 章 第 2 節 (1) ②	<p>変更前</p> <p>策定しました。さらに、各施設の劣化状況の調査結果等を踏まえ、個別施設計画の策定作業を進めています。</p> <p>変更後</p> <p>策定し、各施設の劣化状況の調査結果等を踏まえ、令和 3 年 (2021 年) には、「あきる野市公共施設等個別施設計画」を策定しました。</p>
6	第 3 章 第 2 節 (1) ③	<p>変更前</p> <p>市民や事業者への支援、社会的距離を確保しながら、仕事や学び、くらしを維持するための ICT 施策の推進などに取り組みました。</p> <p>変更後</p> <p>生活や事業に影響を受けた方々、同感染症の感染拡大防止のために尽力されている医療従事者等を支援するとともに、社会的距離を確保しながら、仕事や学</p>

		び、くらしを維持するための ICT 施策の推進などに取り組みました。
6	第2節(2)	変更前 施策を進めてきました。 変更後 各種の施策に取り組みました。
6	第2節(2)①	変更前 待機児童数を減少させるとともに、 変更後 待機児童数の減少を実現するとともに、
6		変更前 子育て環境の整備を推進してきました。 変更後 子育て環境を整えました。
6	第2節(2)②	変更前 高齢者を支え合う地域づくりを推進しています。 変更後 高齢者を支え合う地域づくりを推進しました。
6	第2節(2)③	変更前 を交付してきました。 変更後 交付しました。
6	第2節(2)③	変更前 取り組んできました。 変更後 取り組みました。
7	第2節(2)④	変更前 取り組んできました。 変更後 取り組みました。
7	第2節(2)⑤	変更前 取り組んできました。 変更後 取り組みました。
7	第2節(3)	変更前 視点から施策を進めてきました。 変更後 視点から、各種の施策に取り組みました。

7	第2節(3)①	変更前 産学官連携 変更後 産学公(官)連携
7	第2節(3)①	変更前 取り組んできました。 変更後 取り組みました。
7	第2節(3)②	変更前 6割を占める森林 変更後 6割に及ぶ森林
7		変更前 環境教育等を推進しています。 変更後 環境教育等を推進しました。
7	第2節(3)③	変更前 取り組んできました。 変更後 取り組みました。
8	第2節(3)④	変更前 支援を推進してきました。 変更後 支援に取り組みました。
8	第2節(3)⑤	変更前 取り組んできました。 変更後 取り組みました。
9	第4章第1節	変更前 本市の現況や、本市を取り巻く時代の潮流を整理し、今後のまちづくりにおいて考慮すべき事項をまとめました。 変更後 削除
10	第1節(3)①	変更前 平成7年以降、一貫して増加傾向にあった総人口は減少に転じました。 変更後 平成7年以降一貫して増加傾向でしたが、平成27年をピークに減少に転じました。
13	グラフ4 自主財 源割合の推移	変更後 留意事項の追記。

14	表 3	変更後 令和 2 年度実績の追記。
14	グラフ 5 歳出 (性質別) の推移	変更後 留意事項の追記。
15	第 1 節 (5) ③	変更前 実質公債費比率を見ると平成 27 年度 (2015 年度) 以降、概ね増加傾向にあります。 変更後 実質公債費比率は、事業等に応じて、年度ごとに数値が変化していますが、平成 30 年度以降は減少傾向となっています。
15	グラフ 6 主要財 政指標の推移	変更後 令和 2 年度実績の追記。
16	第 2 節 (1) ①	変更前 こうした状況を踏まえ、第二次計画においては、地域全体で育児、介護等を支える仕組みづくりを進めるとともに、技術革新やライフスタイルの変容を捉えた支援策の検討、推進が必要です。 変更後 こうした状況を踏まえ、社会全体で育児、介護等を支える仕組みづくりの充実のほか、技術革新やライフスタイルの変容を捉えた支援策の検討、推進が必要です。
17	第 2 節 (1) ②	変更前 比較的長いことが判明しています。 変更後 比較的長いことが分かります。
17	第 2 節 (2) ①	変更前 デジタルトランスフォーメーション 変更後 DX
17		変更前 こうした技術革新は 変更後 また、こうした技術革新は
19	第 2 節 (2) ②	変更前 また、前掲の多様なワークスタイル 変更後 また、こうした多様なワークスタイル
19		変更前 実現などに取り組むものです。 変更後 実現などに取り組むものとなります。

19		<p>変更前 引き続き推進することも必要となります。</p> <p>変更後 引き続き推進することも重要です。</p>
20	第2節(3)	<p>変更前 急激な伸びを見せ、</p> <p>変更後 急激な伸びをみせ、</p>
20		<p>変更前 豊富な自然資源(山や川等)を活用した</p> <p>変更後 豊富な自然資源を活用した</p>
20		<p>変更前 こうした観光資源を生かし、日本人国内旅行やインバウンド観光等のトレンドも踏まえて、</p> <p>変更後 こうした観光資源を生かし、日本人国内旅行やインバウンド観光等のトレンドを踏まえ、</p>
21	第2節(4)	<p>変更前 具体的な169のターゲット</p> <p>変更後 169の具体的な目標(ターゲット)</p>
21		<p>変更前 SDGsの実施指針が決定されており、その達成に向けた推進が求められています。</p> <p>変更後 SDGsの実施指針が決定されており、地方公共団体においては、SDGs達成に向けた取組の推進が求められています。</p>
21		<p>変更前 本市は、これまで述べてきたとおり、本格的な人口減少を迎えることが予測され、持続可能なまちづくりの必要性が高まっています。このことは、SDGsが掲げるビジョン「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」に重なる部分があり、市の施策展開においても、SDGsを意識することが必要です。</p> <p>変更後 本市は、これまで述べてきたとおり、本格的な人口減少・少子高齢化を迎えつつあり、こうした状況に対応できる持続可能なまちづくりの必要性が高まっています。持続可能なまちづくりの実現は、SDGsが掲げるビジョン「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」に重なる部分が多くあり、我が国におけるSDGs達</p>

		成に向け、本市においても SDGs の推進が求められる中、持続可能なまちづくりの実現に向けた取組を進め、SDGs の推進に取り組むことが必要です。
22	第2節(5)	<p>変更前 地球規模で環境問題が深刻化する中、</p> <p>変更後 地球的規模の環境問題が深刻化する中、</p>
22		<p>変更前 大きくあり方が変わってきています。かつて、都市の緑は「宅地化すべきもの」でしたが、現在は、「あるべきもの」へと位置付けが変わり、緑を計画的に保全していく方針が打ち出されました。</p> <p>変更後 あり方が大きく変わってきています。かつて、都市の緑は「宅地化すべきもの」でしたが、現在は、「あるべきもの」とされ、緑を計画的に保全していく方針が打ち出されました。</p>
22		<p>変更前 本市は、「環境都市あきる野」を掲げ、森林をはじめとする緑の保全、生物多様性の保全、地球温暖化対策などを進めるとともに、ごみの戸別収集・有料化などによる廃棄物対策を進め、本市の環境の保全に取り組んできました。 一方、上述のように、環境問題は、多様化・深刻化が進んでおり、国の動向を踏まえつつ、時代に適した取組を展開することが重要です。 スペース*の多面的な機能をより発揮するため、平成29年(2017年)に「都市緑地法等の一部を改正する法律」が公布され、都市緑地法と関連する都市公園法、生産緑地法等を改正されました。こうした一連の動向を踏まえて、市全体の緑における保全と創出及び活用について、将来を見据えた対応が必要です。</p> <p>変更後 市では、本市の豊かな自然環境を本市の特長の一つと捉え、森林をはじめとする緑の保全、生物多様性の保全などに取り組むとともに、地球温暖化対策やごみの戸別収集・有料化などの廃棄物対策を進め、本市の環境の保全に取り組んできました。一方、上述のように、環境問題は、多様化・深刻化が進んでおり、国の動向を踏まえつつ、時代に適した取組を展開することが重要です。スペース*の多面的な機能をより発揮するため、平成29年(2017年)に「都市緑地法等の一部を改正する法律」が公布され、都市緑地法と関連する都市公園法、生産緑地法等を改正されました。こうした一連の動向を踏まえて、市全体の緑における保全及び活用について、将来を見据えた対応が必要です。</p>
23	第2節(6)	<p>変更前 令和3年(2021年)2月1日現在で、1億人を超え、亡くなった人も220万人を上回っています。</p> <p>変更後 令和3年(2021年)9月26日現在で、2億3,100万人を超え、亡くなった人も470万人を超えています。</p>

23		<p>変更前 本市では、防災・安心地域委員会等と連携し、防災対策や防災力の強化を図り、防災に対する市民の意識は高まりをみせていますが、立川断層帯地震の発生や大型台風の襲来など、今後、より大きな災害に見舞われる可能性もあることから、行政だけではなく、市民も含めた平常時からの体制づくりを着実に進める必要があります。また、同感染症の感染防止策を講じながらの避難所の開設・運営の方策を確立する必要があります。さらに、同感染症の感染防止対策の徹底や検査などの医療体制の充実、市民の生活や事業者の事業活動への支援などの対応が必要です。</p> <p>変更後 本市では、防災・安心地域委員会等と連携し、防災対策の推進などを通じて、防災力の強化に取り組み、防災に対する市民の意識も高まってきました。その一方で、立川断層帯地震等の発生や大型台風の襲来など、今後、より大きな災害に見舞われる可能性があることから、更なる防災力の強化に向け、市民も含めた平常時からの体制づくりを着実に進めるとともに、自然災害等に対する強さとしなやかさ、早期の復旧・復興を実現できる国土強靱化の取組を進める必要があります。また、同感染症の終息の兆しが見えないことから、感染防止策を講じながらの避難所の開設・運営の方策の確立、感染防止対策や市民の生活や事業者の事業活動への支援などの継続が求められています。</p>
24	第2節(7)	<p>変更前 今後は、公共施設等の管理と活用を着実かつ計画的に推進していく必要があります。</p> <p>変更後 今後は、公共施設の管理等を着実かつ計画的に推進していく必要があります。</p>
25	第2部第1章 第1節	<p>変更前 基本構想の取りまとめに当たって開催した市民ワークショップ等の概要と市民等から寄せられた意見などをまとめています。</p> <p>変更後 削除</p>
25		<p>変更前 なお、各機会の詳細は、巻末の資料編に掲載しています。</p> <p>変更後 なお、市民アンケート等の詳細は、巻末の資料編に掲載しています。</p>
25	第2部第1章 第1節(1)	<p>変更前 市の市政に対する評価</p> <p>変更後 市政に対する評価</p>
25	第1節(2)	<p>変更前 ワークショップを実施し、参加者で検討しました。</p> <p>変更後 ワークショップを実施しました。</p>

26	第2節	<p>変更前 「公共交通の利便性向上」「買い物の利便性向上」「地域コミュニティ機能の維持・向上」</p> <p>変更後 「公共交通の利便性」「買い物の利便性」「地域コミュニティ機能の低下」</p>
26		<p>変更前 いじめをなくそう子供会議</p> <p>変更後 いじめをなくそう子ども会議</p>
27	第2章第1節	<p>変更前 本市の概要や時代の潮流、市民参加の結果等を捉え、本市が実現を目指すべき将来都市とその考え方をまとめました。</p> <p>変更後 削除</p>
28	第2節(1)	<p>変更前 市においても、この宝物を守り、</p> <p>変更後 市においても、こうした宝物を守り、</p>
28	第2節(2)	<p>変更前 また、近年において、市では、</p> <p>変更後 また、市では、</p>
28		<p>変更前 また、「あきる野子育てステーション こころの」の整備、「秋川流域病児・病後児保育室 めくもり」の設置、乳幼児一時預かり事業の拡充、子ども・子育てに関する相談窓口の充実など、社会全体による子育て家庭への支援を推進してきました。</p> <p>変更後 また、「あきる野子育てステーション こころの」「秋川流域病児・病後児保育室 めくもり」の整備、乳幼児一時預かり事業の拡充、子ども・子育てに関する相談窓口の充実など、社会全体による子育て家庭への支援を推進してきました。</p>
29	第2節(3)	<p>変更前 新型コロナウイルス等への備えや対策、福祉の充実などが必要です。また、将来的には、年齢構成や人口に即したコンパクトなまちづくりに視野を向け、公共施設の再配置などを検討する必要もあります。</p> <p>こうした考え方は、国において進められているSDGsに掲げられた「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会と特に関わりのあるものとなります。</p> <p>変更後 新型コロナウイルス等への備えと対策、福祉の充実などが必要です。また、将来的には、人口や年齢構成に即したコンパクトなまちづくりに視野を向け、公共施設の適</p>

		<p>正配置などを検討する必要もあります。</p> <p>本市に暮らす人々、本市を訪れる人々にとって、本市が安全で、安心できる場所であるよう、「安全・安心なまち」というフレーズと市名を掲げ、将来都市像の結びとしました。</p>
31	第3章 第1節	<p>変更前</p> <p>第二次計画に掲げる各種施策の推進に当たり、基本的な考え方となる基本理念をまとめました。</p> <p>変更後</p> <p>削除</p>
32	第2節	<p>変更前</p> <p>市民憲章を踏まえ、</p> <p>変更後</p> <p>市民憲章から、</p>
32	第2節 基本理念2	<p>変更前</p> <p>の発展が期待されます。</p> <p>変更後</p> <p>発展が期待されています。</p>
32		<p>変更前</p> <p>このように、本市には、本市の特性に基づく個性が多くあることから、これらを活かした地域振興を目指して、より一層の活力あふれるまちづくりを進めていきます。</p> <p>変更後</p> <p>このように、本市が有する様々な特性を活かし、更なる地域振興に向けて、より一層の活力あふれるまちづくりを進めていきます。</p>
32	第2節 基本理念3	<p>変更前</p> <p>基盤の充実、防災力の強化、子ども・子育て支援や学校教育、地域福祉の充実、健康を増進できる体制づくり、多文化共生の推進などが必要です。本市では、道路整備、公共交通対策、地域との連携による防災対策、見守り体制の充実、検診の充実などを進めており、これらをさらに継続していくことで、より一層の安全・安心で快適なまちづくりを進めていきます。</p> <p>変更後</p> <p>基盤の充実、防災力の強化、国土強靱化の推進、子ども・子育て支援や学校教育、地域福祉の充実、健康を増進できる体制づくり、多文化共生の推進などが必要です。本市では、道路整備、公共交通対策、地域との連携による防災対策、見守り体制の充実、検診の充実などを進めており、これらをさらに継続・拡充するとともに、新たに国土強靱化の取組を進めることで、より一層の安全・安心で快適なまちづくりを進めていきます。</p>
33	第2節 基本理念4	<p>変更前</p> <p>本市では、町内会・自治会をはじめ、地域でお互いを支える体制があるため、これを支援するとともに、</p>

		<p>変更後</p> <p>本市では、町内会・自治会をはじめ、地域でお互いに助け合う意識が根付いているため、市民同士の支え合いを支援するとともに、</p>
34	<p>第4章 第1節(1)</p>	<p>変更前</p> <p>緑豊かな環境の創出や地区にふさわしい土地利用を誘導するなど、快適で住み続けられる都市づくりを進めます。</p> <p>変更後</p> <p>初雁地区、秋川高校跡地等において、地区にふさわしい土地利用を誘導するなど、快適で住み続けられる都市づくりを進めます。</p>
34	<p>第1節(2)</p>	<p>変更前</p> <p>あきる野市の市街地は、農地や緑地、周辺の山々の豊かな緑の中に溶け込み、あきる野らしさのある都市景観を形成しています。特に豊富な自然公園や、河川沿いの崖線緑地は、訪れる国内外の人々にやすらぎを与える貴重な財産であるといえます。都市的土地利用における緑地空間の創出と都市的な土地利用を抑制する緑地空間の保全の二面性を確保していくために、市民に親しまれ、憩いの場である公園や都市緑地等の整備を進めます。また、市民が快適な生活を送ることができるよう、良好で自然と調和した市街地を形成するための景観づくりに取り組みます。</p> <p>変更後</p> <p>市街地における空洞化への対応や、気候変動対策、生物多様性の確保といった観点から、市民の憩いの場となっている公園や都市緑地など、都市的土地利用における緑地空間等の適正な維持・管理を継続します。また、市民が快適な生活を送ることができるよう、良好で自然と調和した市街地を形成するための景観づくりに取り組みます。</p>
34	<p>第1節(3)</p>	<p>変更前</p> <p>市民の日常生活において、道路、下水道等のライフライン、鉄道や河川などの都市基盤は欠かすことのできないものであり、快適に暮らすためには、その安全性や利便性の確保が求められます。今後の交通需要等に注視しながら、都市計画道路等の整備を推進し、駅周辺の整備や公共交通機関の利便性の向上、地域に適した公共交通の整備、汚水処理の推進などにより、安全で利便性の高い都市基盤の充実を図ります。道路整備においては、車両の通行だけでなく、自転車や歩行者への通行にも配慮して行います。河川等は整備計画を定め、越水や氾濫の恐れのある箇所を改修を進めるとともに、親しみやすい水辺空間の整備を進めるため、河川施設整備において、関係機関と協議し、自然に近く良好な水辺環境を損なわないよう配慮します。</p> <p>変更後</p> <p>道路、下水道等のライフライン、鉄道や河川など、市民生活において欠かすことのできない都市基盤の安全性や利便性の確保に向け、関係機関との連携の下、都市計画道路等の整備を推進するとともに、駅周辺の整備や公共交通機関の利便性の向上、地域に適した公共交通の整備、汚水処理の推進などに取り組みます。また、河川等の管理に当たっては、関係機関との連携の下、越水や氾</p>

		<p>濫の恐れのある箇所改修を進めるとともに、河川環境の維持・保全、やすい水辺空間の整備に取り組みます。</p>
35	第2節(1)	<p>変更前</p> <p>圏央道の整備等により、広域交通ネットワークが形成されたことで、産業系土地利用への期待が高まっている中、自立した職住近接型のまちづくりとして、環境に恵まれた地域特性を活かし、新たな産業の創出や地域産業の振興を促進することにより地域経済力の強化を図っていくことが必要です。このため、圏央道の整備効果による物流の広域的ネットワークと地域特性を活かした計画的な産業振興を促進します。</p> <p>変更後</p> <p>地域経済力の強化に向け、都心からの近接性、圏央道の整備等による広域交通ネットワークの形成といった本市の地域特性を生かし、新たな産業の創出・育成や、武蔵引田駅周辺地区や秋川高校跡地における企業立地など、計画的な産業振興に取り組みます。</p>
35	第2節(2)	<p>変更前</p> <p>本市では、武蔵五日市線沿線の駅や幹線道路沿いを中心に多くの店舗が進出し、商業核が形成されてきました。</p> <p>今後も、自立した職住近接型のまちづくりの推進に向け、商工会をはじめ関係機関との連携を強化し、まちづくりの視点をもって商店街の集客力向上や活性化の取組などを支援するとともに、商工業者に対する創業や事業承継等の支援などを推進します。</p> <p>変更後</p> <p>商工業の振興に向け、今後も、商工会をはじめ関係機関との連携を強化し、商店街の集客力向上や活性化の取組、事業者によるICT等の活用などを支援するとともに、商工業者に対する創業や事業承継等の支援などを継続・拡充します。</p>
35	第2節(3)	<p>変更前</p> <p>本市は、秋川渓谷を中心に豊かな観光資源を有しており、市外からも多くの人々が訪れています。圏央道の整備効果により、その発展可能性は更に高まっており、市としてもあきる野市観光推進プラン「あきる野ふるさとプラン」を策定し、その推進に努めています。多面的で変化に富んだ体験型の観光施策を地域住民や商工業者、観光業者などと連携して進め、あきる野の魅力を発信し、「観光都市あきる野」の取組を推進します。</p> <p>変更後</p> <p>観光産業の発展に向け、地域住民、商工業者、観光業者などとの連携の下、自然の豊かさと都市機能を合わせもつ本市の地域特性を生かし、多面的で変化に富んだ体験型の観光施策を進めます。また、あきる野の魅力を発信し、観光客の増加と観光産業の発展に取り組みます。</p>
35	第2節(4)	<p>変更前</p> <p>本市では、市内で生産された新鮮で安全・安心な農畜産物を市民等に供給する「地産地消型」農業を推進しています。しかし、農業従事者の高齢化・従事者</p>

		<p>不足から農地の減少とともに、遊休農地（耕作放棄地）や鳥獣による被害などの問題も抱えています。このような中で、地産地消を更に推進するため、多様な農業者の育成・確保を図り、販路の拡充等を通じた魅力ある農業経営の確立、優良農地の保全や農作物への被害防止対策の推進等による生産環境の整備を図ります。また、持続的な農業振興に向けた方策の研究等を推進します。</p> <p>変更後</p> <p>持続的発展が可能な地域農業の実現に向け、本市ならではの地産地消型を更に推進するため、担い手となる農業者の育成に取り組むほか、販路の拡充等を通じた魅力ある農業経営の確立、優良農地の保全や農作物への被害防止対策の推進等による生産環境の整備を推進します。また、持続的な農業振興に向けた方策の研究等を進めます。</p>
35	第2節（5）	<p>変更前</p> <p>本市の市域の6割を占める森林は、市民のみならず多くの都民に木材や憩いと安らぎの場を提供してきました。しかし、古くから地域の基幹的な産業である林業は、長引く木材価格の低迷などにより、厳しい経営環境にさらされ、経営者の高齢化や担い手の確保が課題となっています。</p> <p>これらの課題に対応するため、森林の有する多面的機能の充実と機能間の調整を図り、地域特性や市民ニーズに応じた適正な森林施業の実施により、自然と調和した林業の推進に取り組めます。</p> <p>変更後</p> <p>林業の推進に向け、森林の有する多面的機能の充実と機能間の調整を図り、地域特性や市民ニーズに応じた適正な森林施業の実施、多摩産材の利用拡大等を通じて、健全な森林資源の維持造成、自然と調和した林業の推進に取り組めます。</p>
35	第2節（6）	<p>変更前</p> <p>本市では、秋川のアユやヤマメ、マスなどを対象とした遊漁が盛んに行われていることから、魚道環境の維持・管理に取り組むとともに、アユのブランド化を推進します。</p> <p>変更後</p> <p>水産業の振興に向け、魚道環境の維持・管理に取り組むとともに、江戸前アユのブランド化を推進します。</p>
36	第3節（1）	<p>変更前</p> <p>住みよい地域づくりを進めるためには、暮らしに密接な関わりを持つコミュニティ活動が、市民主体で活発に行われていくことが重要です。個々のプライバシーに配慮しながら、国籍や文化を越えて、本市に住むすべての人々の連帯・交流に支えられた地域づくりに取り組み、国際社会に対応できる、豊かな国際感覚の育成とコミュニティ活動への支援を進めていきます。町内会・自治会をはじめとする各種団体の支援を通じた地域コミュニティの活性化を図りながら、外国人住民が本市で安心して暮らすことができる多文化共生のまちづくりを進めるとともに、国際的視野を持つ人材の育成を図ります。</p> <p>変更後</p>

		<p>地域コミュニティの強化に向け、町内会・自治会、防災・安心地域委員会、地域コミュニティ団体などの各種団体の支援に継続・充実するとともに、「自分たちの地域は、自分たちで守る」という意識の醸成に取り組みます。</p> <p>また、外国人住民が増加傾向であること等を踏まえ、外国人住民が本市で安心して暮らすことができる多文化共生のまちづくりを進めるとともに、国際的視野を持つ人材の育成に取り組みます。</p>
36	第3節(2)	<p>変更前</p> <p>市民の安全な暮らしを守るには、消防・防災、防犯、交通安全などの施設・設備及び仕組みの充実が必要であり、地域防災計画に基づく各種災害への備えや、事件・事故を未然に防ぐ取組を進めることが重要です。</p> <p>町内会・自治会や防災・安心地域委員会などの自主防災組織と連携して、地域の防災行動力を向上させるとともに、交通事故や各種犯罪等の発生抑制、平和の維持、公害防止などに取り組み、市民が安全かつ安心に暮らせるまちづくりを推進します。</p> <p>変更後</p> <p>市民の安全な暮らしを守るため、町内会・自治会や防災・安心地域委員会などの自主防災組織と連携して、地域の防災行動力を向上させるとともに、防災施設・設備等の充実、消防力の充実等を進めます。</p> <p>また、交通事故や各種犯罪等の発生抑制、平和の維持、公害防止などに取り組み、市民が安全かつ安心に暮らせるまちづくりを推進します。</p>
36	第3節(3)	<p>変更前</p> <p>環境問題への地球規模での対応が進む中、本市においても持続的発展が可能な、地球にやさしい循環型の社会づくりが急務となっています。</p> <p>ごみの減量やリサイクルの促進、食品ロスの削減に向けての取組が求められていることから、市民や事業者との協働により、循環型社会の構築に向け、地域一体となった取組を推進します。また、地球温暖化に対応するため、省資源や省エネの実現に向けた取組を推進します。</p> <p>変更後</p> <p>循環型社会システムの構築に向け、食品ロス削減などによる更なるごみの発生抑制、ごみの減量化・資源化などを推進します。</p> <p>また、ゼロカーボンシティに向け、省資源や省エネの実現に取り組み、地球温暖化対策を推進します。</p>
36	第3節(4)	<p>変更前</p> <p>本市は住宅地付近にも豊かな水と緑が存在しており、市民の快適でやすらぎのある生活を支えています。自然環境と調和したまちづくりを進めるにあたっては、こういった身近な水と緑を保全していくことも重要な要素の一つとなっています。豊かな自然と共生できる「環境都市あきる野」の実現に向けて、市民や事業者などとの協働による保全と活用の展開を図り、生物多様性の保全に努め、水と緑に恵まれた生活環境づくりを推進します。</p> <p>変更後</p> <p>豊かな自然と人との共生に向け、市民や事業者などとの協働の下、各地域の特</p>

		性に応じた森づくり等を通じて、自然環境の保全と活用に取り組み、生物多様性の保全に努めます。また、水環境や緑環境の充実に取り組み、水と緑に恵まれた生活環境づくりを推進します。
37	第4節(1)	<p>変更前</p> <p>市民が生涯を通じて健康で安心して暮らすことができるよう、ヘルスプロモーションの理念に基づき、市民一人ひとりの取組とともに、地域住民、健康づくりにかかわる各種関係団体と行政が協働し、地域ぐるみで取り組むことが重要です。市民一人ひとりが健康に関心を持ち、「自分の健康は自分で守る」という意識の高揚を図り、各種健康診査・検診の受診率を高めるとともに、地域での健康づくり活動の支援や予防接種の促進などにより、生涯を通じて健康で安心して暮らせる保健・医療の充実に努めます。</p> <p>変更後</p> <p>市民が生涯を通じて健康で安心して暮らせるよう、「自分の健康は自分で守る」という意識の高揚を図るとともに、各種健康診査・検診の受診率の向上、予防接種の接種率の向上、地域における健康づくり活動の支援等に取り組み、保健・医療の充実に努めます。</p>
37	第4節(2)	<p>変更前</p> <p>子どもや子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化している中、豊かで活力ある都市づくりをめざす本市においては、質の高い幼児教育・保育の提供や地域子ども・子育て支援事業等の充実に努めるとともに、社会全体で子ども・子育て家庭を見守り、成長を支える取組を推進します。</p> <p>変更後</p> <p>全ての子どもが健やかに成長し、その保護者が安心して子育てができるよう、質の高い幼児教育・保育の提供や地域子ども・子育て支援事業等の充実に努めるとともに、社会全体で子ども・子育て家庭を見守り、成長を支える取組を推進します。</p>
37	第4節(3)	<p>変更前</p> <p>市民の誰もが同等に生活できるノーマライゼーションの概念や心のバリアフリーを浸透させる取組を推進するとともに、暮らしやすい生活の場の確保や権利擁護、社会参加などの支援により、障がい者が安心して自分らしく生活できる福祉の充実に努めます。</p> <p>変更後</p> <p>市民の誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせるよう、同等に生活できるノーマライゼーションの概念や心のバリアフリーを浸透させる取組を推進するとともに、暮らしやすい生活の場の確保や権利擁護、社会参加などの支援に取り組みます。</p>
37	第4節(4)	<p>変更前</p> <p>市民が年齢に関わりなく輝き続けられる社会の実現に向け、健康づくりと介護予防・フレイル予防を推進するとともに、誰もが生きがいを持ち充実した生活を送れるよう、多様な社会参加を支援し、高齢者や介護者を地域全体で支え合うための仕組みづくりなどにより、安心して住み続けられる福祉の充実に努めます。</p>

		<p>ための仕組みづくりなどにより、安心して住み続けられる福祉の充実を図ります。</p> <p>変更後</p> <p>市民が年齢に関わりなく輝き続けられる社会の実現に向け、健康づくりと介護予防・フレイル予防を推進します。また、誰もが生きがいを持ち充実した生活を送れるよう、多様な社会参加を支援し、高齢者や介護者を地域全体で支え合うための仕組みづくりなどにより、安心して住み続けられる福祉の充実を図ります。</p>
37	第4節（5）	<p>変更前</p> <p>複雑化、多様化している生活課題や個別課題に対応できる相談支援体制を構築するとともに、身近な地域で互いに支え合い、助け合える地域の力を高め、地域福祉の担い手と関係機関がそれぞれの力を発揮し、連携・協働ができる体制づくりを進め、地域福祉を推進します。</p> <p>変更後</p> <p>全ての市民が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、複雑化、多様化、複合化している生活や福祉の課題に対応するため、相談支援体制の充実を図ります。また、身近な地域で互いに支え合い、助け合える地域の力を高め、地域福祉の担い手と関係機関がそれぞれの力を発揮し、連携・協働ができる体制づくりを進めます。</p>
38	第5節（1）	<p>変更前</p> <p>障害のある方の社会参加や性別・年代に関係のない男女平等の精神の浸透など、共生社会づくりが進めることが重要であり、全ての市民が個人の価値を尊び、安全に安心して暮らせる社会を実現するため、学校教育や社会教育活動などを通して人権教育や男女共同参画を推進します。</p> <p>変更後</p> <p>全ての市民が個人の価値を尊び、安全に安心して暮らせる社会を実現するため、いじめや虐待、高齢者、障がい者、外国人、性同一性障害などの人権課題について、学校教育や社会教育活動などを通じて、考え、態度や行動につなげていけるよう、人権教育や男女共同参画を推進します。</p>
38	第5節（2）	<p>変更前</p> <p>「人生100年時代」の到来を見据え、誰もが、いつでも学習することができる生涯学習社会の実現、学習した成果を地域活動に生かし、社会全体の教育力向上を図る「知の循環型社会」づくりを推進することが求められています。</p> <p>市民一人ひとりが自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じていつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果を適切に生かすことのできる生涯学習社会の振興を図ります。</p> <p>変更後</p> <p>市民一人ひとりが自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、「人生100年時代」の到来を見据え、生涯を通じていつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果を適切に生かすことのできる生涯学習社会の振興に取り組みます</p>

38	第5節(3)	<p>変更前</p> <p>青少年の関わる様々な社会問題が多様化・顕在化しているなか、青少年が様々な体験を通して人と人との関わりを深めながら、互いを認め合い、高め合う中で心身の健康の増進を図ることが必要となっています。</p> <p>健全な家庭づくりや地域ぐるみによる安全・安心で健全な社会環境づくり、青少年の社会参加活動などを推進するため、学校や家庭、地域社会の連携の下、青少年の健全育成を推進します。</p> <p>変更後</p> <p>青少年の健全育成の推進に向け、不登校状況にある児童・生徒の支援の充実や教育相談の充実を進めるとともに、学校や家庭、地域社会の連携の下、健全な家庭づくりや地域ぐるみによる安全・安心で健全な社会環境づくり、青少年の社会参加活動などを推進します。</p>
38	第5節(4)	<p>変更前</p> <p>今後、社会の変化の激しさは増していくことが予想されることから、児童・生徒一人ひとりが主体性をもつとともに、個性を輝かせ、多様な人々と協働しながら暮らしていくことを支える必要があります。</p> <p>教員研修の充実や学校施設を含めた教育環境の計画的な整備の推進などに取り組むとともに、各学校の創意工夫の下、ICT機器を有効活用しながら、一人一人を大切にしたユニバーサルデザインを視点とした授業づくりや特別支援教育の充実など、児童・生徒の個のニーズに対応した学校教育の充実を図ります。</p> <p>変更後</p> <p>児童・生徒一人一人の個性を生かす学校教育の充実に向け、教員研修の充実や学校施設を含めた教育環境の計画的な整備の推進などに取り組むとともに、各学校の創意工夫の下、ICT機器を有効活用しながら、ユニバーサルデザインを視点とした授業づくりや特別支援教育の充実などを進めます。</p>
38	第5節(5)	<p>変更前</p> <p>市民が、生涯にわたって文化・スポーツ・レクリエーション等の多様な学習機会を選択して学ぶことができるよう、学習の機会や場を提供するなど、社会教育推進体制の整備を図ります。</p> <p>変更後</p> <p>市民が、生涯にわたって文化・スポーツ・レクリエーション等の多様な学習機会を選択して学ぶことができるよう、誰もが学習やスポーツを楽しむことができる環境の整備等に取り組むとともに、本市の歴史を物語る文化財の保護と活用、伝統芸能保存活動への支援を継続します。</p>
39	第6節(1)	<p>変更前</p> <p>本市の財政は、市税収入が低迷する一方で、社会保障関係経費を含む経常的な経費が増大しており、財政の硬直化が進んでいます。こうした硬直した財政状況の下では、新しい市民の要望に対応することが難しくなります。</p> <p>そのため、積極的な財源の確保に努めるとともに、創意工夫による経常的な経費の削減や適正な受益者負担の導入などによって歳出の抑制に努め、市民の要</p>

		<p>望に適切に対応できる健全な財政運営を推進します。</p> <p>変更後</p> <p>財政運営の更なる健全化に取り組み、市民サービスの向上や市民要望への適切な対応が図られるよう、積極的な財源の確保に努めるとともに、歳出の削減につながる経常的な経費の削減、適正な受益者負担や民間活力の導入等を進めます。</p>
39	第6節(2)	<p>変更前</p> <p>本市は、多様化する住民の要望に的確かつ柔軟に対応できる効率的な行政体制の確立を推進してきており、今後も一層の取組を進めます。市民サービスの利便性の向上と行政事務の効率化を図るため、ICTを利活用していくとともに情報資産を守るための取組を推進します。また、将来のまちづくりを踏まえ、経営的な視点で公有財産を総合的かつ統括的に企画、管理、活用するファシリティマネジメントを推進します。</p> <p>変更後</p> <p>市民サービスの利便性の向上と行政事務の効率化を図るため、自治体におけるデジタル・トランスフォーメーション(自治体DX)を推進するとともに、情報資産を守るための取組を進めます。また、将来のまちづくりを踏まえ、経営的な視点で公有財産を総合的かつ統括的に企画、管理、活用するファシリティマネジメントを推進します。</p>
39	第6節(3)	<p>変更前</p> <p>多様化する市民ニーズや法改正等に伴う新たな行政課題等に対応するため、効率的かつ効果的な組織体制及び危機管理体制を整備し、人材育成基本方針に基づく人材育成により職員の能力の向上及び適正な人員配置を図り、組織・人事体制の活性化に努めます。</p> <p>変更後</p> <p>多様化する市民ニーズや法改正等に伴う新たな行政課題等に対応するため、効率的かつ効果的な組織体制を整備するとともに、人材育成基本方針に基づく人材育成により職員の能力の向上及び適正な人員配置を図り、職員や組織の活性化に努めます。また、大規模な自然災害等に対応するため、危機管理体制を強化します。</p>
39	第6節(4)	<p>変更前</p> <p>行政運営の透明性を確保するため、多様な手段により市政情報を発信するとともに、多様な主体と市政情報の共有化を図りながら市政運営への市民参加を推進します。</p> <p>変更後</p> <p>協働によるまちづくりを推進するため、多様な手段により市政情報や本市の魅力を発信し、多様な主体と市政情報等の共有化に取り組むとともに、町内会・自治会、市民組織等への支援を通じて、市政運営への市民参加を推進します。</p>
39	第6節(5)	<p>変更前</p> <p>人口減少社会において、地域社会の持続可能性を高めるため、地域の総力を結集して人口減少がもたらす課題に対応する必要があります。高齢化や人</p>

		<p>口の減少に伴い、財源や人的資源の縮小・減少が見込まれる中、市町村間の広域的な連携などの工夫が求められます。広域的な課題に対応し、住民サービスの向上、地域活性化などを図るため、周辺市町村等との広域連携及び広域行政を推進します。</p> <p>変更後</p> <p>人口減少社会を迎える中、限られた資源で広域的な課題に対応し、住民サービスの向上、地域活性化などを図るため、周辺市町村等との広域連携及び広域行政を推進します。</p>						
41	<p>第5章 第1節(1)</p>	<p>変更前</p> <p>第5章では、第二次計画の推進により目指す人口の見通しをまとめました。本構想の目標年次である令和12年度(2030年度)の人口は、概ね75,800人と推計されますが、本構想に基づく、まちづくりのテーマ及び各種の施策を着実に実施し、合計特殊出生率の向上及び現在の社会動態の状況を維持することにより、78,300人台の人口の維持を目指します。</p> <p>変更後</p> <p>第2次計画の計画期間における本市の人口推計は、次のとおりです。本推計では、コーホート方を用いており、基準人口、将来の生残率、将来の純移動率、将来の出生率から将来人口を推計しています。本推計が示すとおり、新規施策の実施、既存施策の充等を行わなかった場合において、第2次計画の目標年次である令和12年度(2030年度)の人口は、概ね75,800人になると推計されます。</p>						
42	<p>第1節(2)</p>	<p>変更後</p> <p>下記文言を追記。</p> <p>(2) 第2次計画の着実な推進による人口推計</p> <p>将来都市像の実現に向け、様々な施策を着実に推進し、将来の合計特殊出生率の向上、将来の生残率や純移動率の改善により、第2次計画の目標年次である令和12年度(2030年度)において、78,300人台の人口の維持を目指します</p> <table border="1" data-bbox="549 1458 1417 1760"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>向上又は改善の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合計特殊出生率</td> <td>子育て支援策等の推進により、令和元年(2019年)で「1.3」である合計特殊出生率を令和12年度(2030年度)に「1.56」まで引上げる。</td> </tr> <tr> <td>純移動率</td> <td>まちづくり等の推進により純移動率の改善を図り、H30社人研ベース推計(令和12年度(2030年度))と比較し、人口を3パーセント程度増加させる。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	向上又は改善の内容	合計特殊出生率	子育て支援策等の推進により、令和元年(2019年)で「1.3」である合計特殊出生率を令和12年度(2030年度)に「1.56」まで引上げる。	純移動率	まちづくり等の推進により純移動率の改善を図り、H30社人研ベース推計(令和12年度(2030年度))と比較し、人口を3パーセント程度増加させる。
項目	向上又は改善の内容							
合計特殊出生率	子育て支援策等の推進により、令和元年(2019年)で「1.3」である合計特殊出生率を令和12年度(2030年度)に「1.56」まで引上げる。							
純移動率	まちづくり等の推進により純移動率の改善を図り、H30社人研ベース推計(令和12年度(2030年度))と比較し、人口を3パーセント程度増加させる。							